

循環型社会と2R

循環型社会形成推進基本法の基本理念

循環型社会形成推進基本計画の策定

天然資源の投入

生産
(製造、流通等)

消費・使用

廃棄

処理
(リサイクル、焼却等)

最終処分

1 番目: **発生抑制 Reduce**
天然資源投入量の抑制
廃棄物等の発生を抑制

2 番目: **再使用 Reuse**
使い終わったものも繰
り返し使用

リユース

3 番目: **再生利用 Recycle**
再使用できないものでも、
資源としてリサイクル



4 番目: **熱回収**
リサイクルできず、かつ、燃やさざるを得ない廃棄
物を焼却する際に発電や余熱利用を実施

5 番目: **適正処分**
処分する以外の手段がない場合は、適正に処分

循環型社会を形成するための法体系

環境基本法
H6. 8 完全施行

環境基本計画
H24. 4 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法) H13. 1 完全施行

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画 : 国の他の計画の基本 H15. 3 公表
H20. 3 改正

< 廃棄物の適正処理 >

< 再生利用の推進 >

廃棄物処理法 H22. 5
一部改正

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物の適正処理 (リサイクルを含む)
- ③ 廃棄物処理施設の設置規制
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法 H13. 4
全面改正施行

- ① 再生資源のリサイクル
- ② リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進

リデュース
リユース
リサイクル
(1R) (3R)

個別物品の特性に応じた規制

**容器包装
リサイクル法**



H12. 4 完全施行
H18. 6 一部改正

びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

**家電
リサイクル法**



H13. 4 完全施行

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

**食品
リサイクル法**



H13. 5 完全施行
H19. 6 一部改正

食品残さ

**建設
リサイクル法**



H14. 5 完全施行

木材、コンクリート、アスファルト

**自動車
リサイクル法**



H17. 1 本格施行

自動車

**小型家電
リサイクル法**



H25. 4 施行

小型電子機器等

グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進) H13. 4 完全施行

小型家電リサイクル法の概要（1/2）

【制度概要】

- ・使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、**広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能。**そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する**促進型の制度**として構築。
- ・使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者については、再資源化事業計画を作成し、**主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、広域的・効率的な回収を促進。**

【対象品目】

- ・一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものとして、政令において指定。
- ・政令では、「家電リサイクル法」の対象となる家電4品目を除く、**28種類の品目が指定。**

【基本方針】

- ・環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定・公表。
- ・基本方針の内容は、基本的方向、**量の目標（平成30年度までに14万t/年、1人当たり1kg/年）**、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項等。

小型家電リサイクル法の概要 (2/2)

製造業者(メーカー)の責務

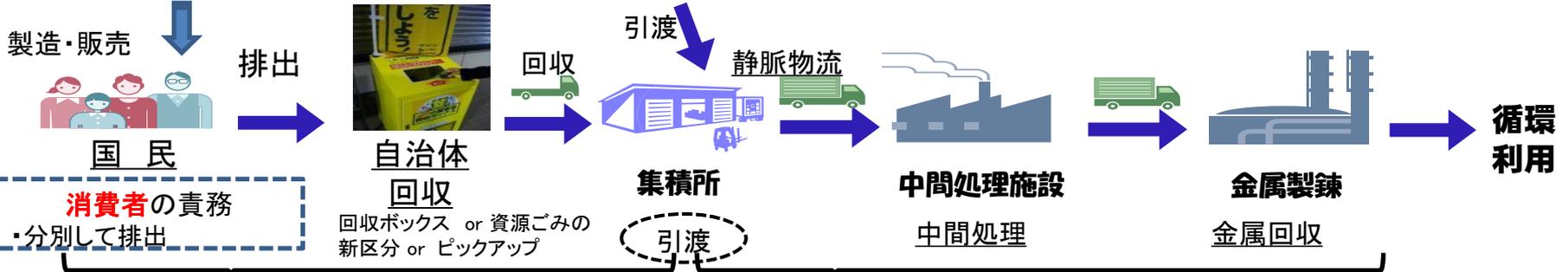
- ・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- ・再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務

- ・消費者の適正な排出を確保するために協力

国の責務

- ・必要な資金の確保
- ・情報収集、研究開発の推進
- ・教育、広報活動



市町村の責務

- ・分別して収集
- ・認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引渡し

※各市町村の特性に合わせて回収品目・回収方法等を選択

認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する**計画を作成し、主務大臣の認定を受ける**ことができる。

- ・再資源化事業計画の**認定を受けた者**又はその**委託を受けた者**が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、**市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする**。

- ・**収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。**

国

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・認定の取消し

認定申請 →

←

認定、指導・助言等

(産廃である使用済小型電子機器等の排出の場合)

事業者の責務

- ・分別して排出
- ・認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引渡し